

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する 政令案について（概要）

令和 6 年 10 月

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

1. 背景

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）により委任された事項を定める公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 276 号。以下「認定令」という。）について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、理事の構成の特例の基準等について定めるほか、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人に係る規定の見直しを行うため、改正するものである。

2. 政令案の主な内容

（1）認定令第 4 条（認定法第 5 条第 10 号関係）【改正】

改正前の認定法第 5 条第 10 号における「理事と特別の関係がある者」について、改正法によりこれを「特別利害関係」と新たに定義したことに伴い、所要の形式的な改正を行うものである。

（2）認定令第 6 条（認定法第 5 条第 13 号関係）【改正】

会計監査人の設置義務の対象となる公益法人の範囲を拡大するため、設置義務の適用除外となる公益法人の基準を「収益の額 100 億円、費用及び損失の額 100 億円、負債の額 50 億円」に引き下げるものである。

（3）認定令第 7 条（認定法第 5 条第 15 号関係）【新設】

改正法により新たに公益認定の基準として外部理事の設置を規定したことに伴い、当該規定の適用除外となる公益法人の基準を「収益の額 3,000 万円、費用及び損失の額 3,000 万円」と定めるものである。

（4）認定令第 9 条（認定法第 5 条第 20 号関係）【改正】

公益認定の取消しの処分を受けた場合等の公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与先として、認可法人である「日本赤十字社」を追加するものである。

3. 今後のスケジュール（予定）

閣議決定：10 月 25 日（金）

公布：令和 6 年 10 月 30 日（水）

施行：改正法の施行日（令和 7 年 4 月 1 日予定）